

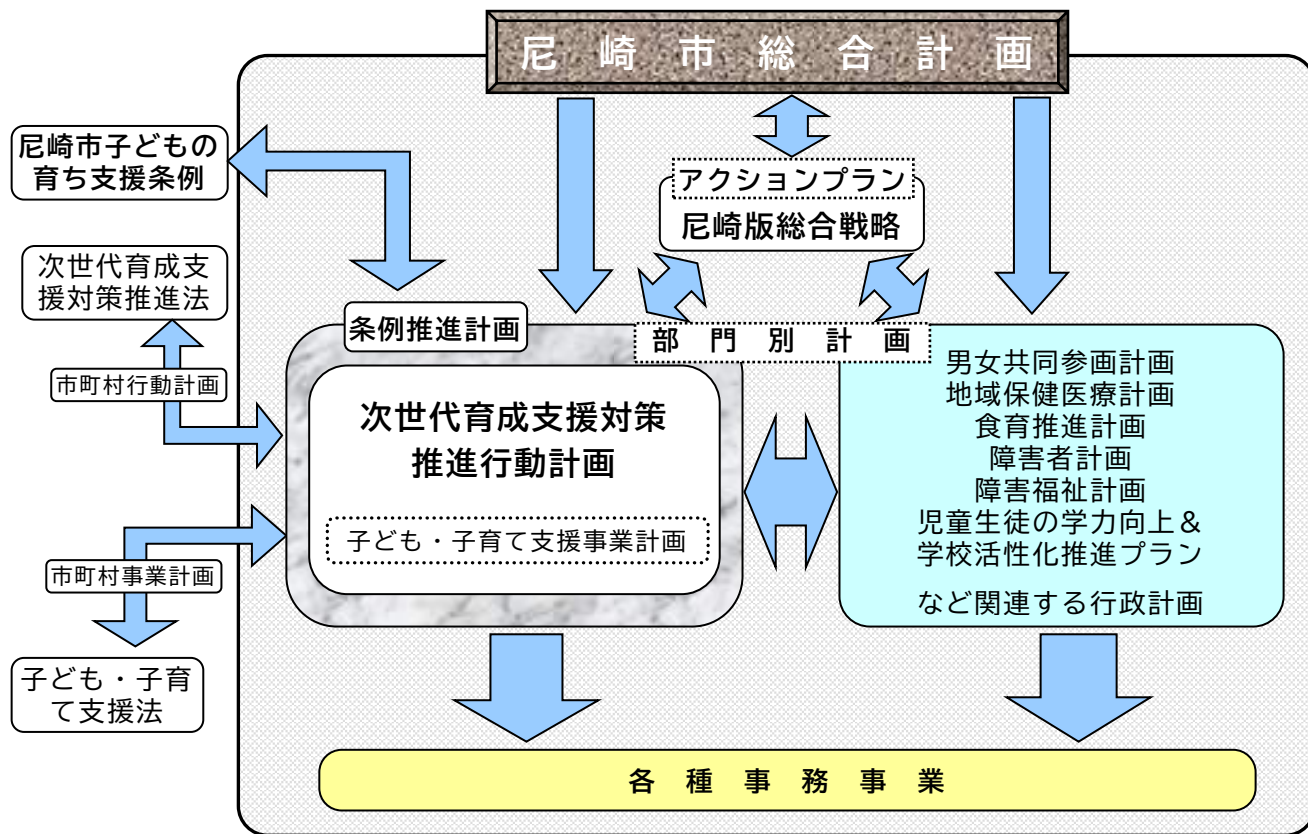
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 の実施状況について

尼 崎 市
令和 5 年 9 月

1 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画であると同時に、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけるものであり、尼崎市子ども・子育て支援事業計画の内容も包含しています。

また、本計画は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）」の部門別計画とし、総合計画のアクションプランと位置づけられている「尼崎版総合戦略」との整合を図るとともに、本計画の内容は、保健、医療、福祉、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



※ 上記の通り、本計画は総合計画の部門別計画として位置づけることから、その進捗管理に当たっては、総合計画の施策評価に基づき、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

また、尼崎市子ども・子育て支援事業計画は本計画に包含されているものと位置づけますが、その進捗管理に当たっては需給計画であることから、目標事業量に対する数量評価を行い、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、意見・提言を受けるものとします。

2 計画の体系

方向性	施策
方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり	健康に安心して産み育てるための支援 安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援
方向性 2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	働きながら子育てをする家庭への支援
方向性 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援 すべての子どもの人権を守るための取組み
方向性 4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり	多様な教育の充実に向けた取組み 青少年の主体的な学びや行動のための支援

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
健康に安心して産み育てるための支援	妊娠11週以内の届け出率	増加	97.0%	97.3%	△	97.2%	△	●(4-1①)妊娠届出時に全員と面談を行い、母子健康手帳の交付や様々な制度を紹介するとともに、妊婦の困りごとを確認し必要な相談・助言を行っている。また、リスクを抱える妊婦については、支援計画を作成し、継続的な支援につなげている(令和4年度1,215人分作成)。令和5年1月からは、妊婦への経済的支援と相談支援の充実を目的として、国において創設された「出産・子育て応援給付金事業」の運営を開始した。 ●(4-1②)妊婦の歯周病を早期に予防する歯科検診は、保健所での集団検診を実施していたが、日程や利便性に課題があり、受診率(8%)が低い状態であったため、受診率の向上に向けて歯科医師会と協議を行う中で、令和5年度からは医療機関で実施する個別検診へ移行することとした。 ●(4-1④)マタニティセミナーにおいては、コロナ禍に開始したオンライン講座や市内6地域振興センターとの共催を継続しながら、対面実施やペア参加、休日開催を増やし、より参加しやすい環境を整えた(75回(内、休日6回)参加美人数 妊婦374人 夫148人)。 ●(4-1⑤)出産後の心身の不調を抱える産婦については、産後ケア等の必要な支援につなげているが、より早期に対象者を把握し、家事育児の負担軽減等も含めた支援の充実を図れるように「産婦健診」、「産前産後ヘルパー派遣事業」を令和5年度から実施することとした。 ○(4-1⑤) いきいき健康プランあまがさき策定に向け実施したアンケートにおいて、産後1年以内に利用したい支援は、家事手伝い63.8%、上の子の送迎48.4%と令和5年度から導入する「産前産後ヘルパー派遣事業」に含まれる内容であったが、次に多かった支援は、子どもと一緒に休め育児相談もできる産科病棟等の産後ケア46.6%であり、産後ケアの更なる充実が必要である。	■(4-1①) 妊娠期から子育て期にわたり、母子健康包括支援センターの機能を基に、よりきめ細かな支援を実施するとともに、出産・子育て応援給付金制度の運営を行う中で、支援を必要としている妊産婦への伴走型の支援に努めていく。 ■(4-1②) 妊娠届出の面接時に、個別に歯科検診の受診券を交付するとともに、検診の必要性を説明する等、効果的な受診勧奨に努める。 ■(4-1⑤)令和5年度から実施する「産婦健診」において、医療機関との連携強化を図りつつ、課題を抱える産婦を早期に把握し、必要な支援につなげていく。 また、子育て世帯の負担を軽減するための「産前産後ヘルパー事業」が幅広く利用されるよう周知を図っていく。あわせて、産後ケア事業の更なる充実に向けた検討を行う。
	乳幼児健康診査事業の受診率	増加	(3～4カ月児) 96.0%	98.5%	△	98.2%	○	●(4-1⑥)乳幼児健診は、緊急事態宣言等の発令に備え個別健診を実施する体制を整備していたが、感染症対策を講じ年間を通して集団健診を行うことで、育児不安等を多職種で共有し早期の支援につなぐことができた。 また、未受診児対応では、適切な時期に受診できるよう「いくしあ」との連携で得た情報を活用しながら受診勧奨を行い、休日健診には3回74人が受診するなど、受診率の向上を図った。 ●(4-1⑦)3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、検査結果も踏まえ精密検査の必要性を説明したところ、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和4年度は76.4%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	■(4-1⑥)乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、子の保育園や幼稚園等への所属状況や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応を進める。
			(9～10カ月児) 94.9%	97.1%		97.3%			
			(1歳6カ月児) 96.8%	96.0%		98.1%			
			(3歳児) 97.1%	94.9%		95.1%			
健康に安心して産み育てるための支援	子育てをしやすいまちだと感じる市民の割合	増加	－	56.9%	－	50.4%	×	●(4-1⑨)尼崎市ファミリーサポートセンターでは、育児の援助を行いたい人をコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進している。 (相談件数：R2：1,071件、R3：1,106件、R41,343件) ●(4-1⑩)食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、全ての子どもが継続的に安全・安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、「子どもの居場所推進事業」の創設に取り組んだ。 ●(4-1⑪)こども食堂などへの食材寄付の受け入れについては、保管場所の確保が難しい冷凍食品についても、CSWが寄付者と日時や受取方法を相談し、希望する子ども食堂等に配布出来るよう、調整を行った。 ○(4-1⑩)子どもの居場所等補助金については、運営者に配慮したわかりやすい制度とし、丁寧な説明を行う必要がある。また、これまで市で把握できていなかった子どもの居場所も含め、子どもが安全に安心して過ごせる居場所として、市民に広く周知する必要がある。	■(4-1⑩)補助金については、申請手続等を簡素化するとともに、説明会を実施する。また、子どもの居場所を登録制にし、その要件等をしっかり精査・検討したうえで、市内の子ども食堂を含めた居場所に目印となるステッカーの提示やホームページ等で情報発信していく。 ■(4-1⑪)子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の情報収集を行い、市から各団体へ情報発信するためのツールとしてメール等を活用する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性 1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す 方向	令和2年度 の値	令和3年度 の値	対 前年度	令和4年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
健康に安心して産み育てるための支援	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	増加	85.9%	91.3%	○	93.2%	○	●訪問実施率について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問実施率は85.9%と低下したが、感染症対策の実施や新型コロナウイルス感染症予防接種の普及等に伴い令和4年度は93.2%と上昇した。訪問を希望しない場合は電話での相談（113件）を行い、訪問と電話を合わせた相談実施率は96.6%であった。継続した支援が必要な家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー（111件3.3%）を行った。 ●生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見の役割も担っている。	■子育て応援給付金を申請するためには、面談が必須となるため、今後は訪問実施率の上昇が期待できる。 ■家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの家庭に訪問できるよう人材を確保していく。
	毎日朝食を食べる人の割合 ※ ※ 幼児は幼稚園・保育所（園）を通じた保護者向けアンケート 結果より算出、小・中学生は全国学力・学習状況調査結果より算出	増加	（幼児） 96%	95%	△	94%	△	●（8-2③）広く市民へ食育の実践に向けて、市ホームページに加えクックパッド「あまがさきの食 アマメシ」（R5.3開設）による情報発信のほか、適塩や食品ロス、災害時の食の備えなど幅広いテーマによる啓発を行うとともに、コロナ禍で中止していた調理・試食体験を取り入れた講座実施（前年度実績より23回、1,324人増加）に取り組んだ。また、「第4次地域いきいき健康プランあまがさき」の策定に伴うアンケート調査（健康づくりアンケート調査）では、ライフステージ別に市民の食育への関心や食生活の状況など現状把握に努めた。 ○（8-2③）健康づくりアンケート調査において、食育への関心度（全国83%、本市73%）や小学生の共食状況（朝食を一人で食べる割合：全国12.1%、本市23.0%）は、いずれの数値も全国と差がある。また、朝食の喫食状況や食事バランスは、39歳以下の若年層に課題が見られたことから、就学前に規則正しい食習慣を確立して維持できるよう、家庭における食育の実践に向けた食育活動を継続して取り組む必要がある。	■（8-2③）市民の食育の関心度を高め、就学前からの規則正しい食習慣の確立や維持につながるよう、幅広い分野の関係者が連携・協働して家庭における食育の実践に向けたイベントや啓発活動を行う。併せて、地域における食育実践の場である子ども食堂に管理栄養士が出向き、地域における食育活動の充実を図るとともに、野菜・果物を使ったバランスの良い食事が提供できるよう、食材の購入に対する補助を実施する。
			（小学生） —	93%		93%			
			（中学生） —	90%		89%			
11歳・14歳の生活習慣病予防健診における有所見率	減少	51.4%	40.9%	○	39.2%	○	●親、祖父母等を含む家族全体の生活習慣の結果が、児童・生徒の検診結果に反映されと考え、11歳、14歳の生活習慣病予防健診の有所見率を指標としている。 ○（8-1②）健診対象が11歳・14歳の2学年のみで毎年度対象が変わるため、有所見率の減少には対象学年のみならず学校や地域全体での取組が重要となることから、教育委員会や地域振興センターとの連携が必要となる。	■（8-1②）リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。	

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性1 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
安全で魅力的な子育て環境形成に向けた支援	市内の刑法犯認知件数	減少	4,384件	3,837件	○	4,362件	×	●(9-1①)暴力団組事務所使用差止等の取組によって、市内において複数あった暴力団組事務所が令和4年9月に無くなった。 ●(9-1②)新型コロナウイルス感染防止の行動制限が緩和される中、全国的に刑法犯認知件数が増加傾向となり、本市でも特に自転車盗難認知件数が前年比276件増加し、1,280件となった。このため、令和4年8月から啓発チラシのポスティングや防犯パトロールを実施し、令和5年1月からは新たに自転車盗難が多発している駅周辺駐輪場等で、メッセージタグを用いた夜間巡回啓発パトロールを実施した。 ●(9-1④)町会灯LED化助成については、市内の全町会である約600町会に対してお知らせの郵送、市報・ホームページへの掲載により周知し、79町会・367灯への補助を行った。また町会からの要望が多かった電気代の支援について、令和5年度の実施に向けて制度の構築を図った。 ○(9-1①)特定抗争指定暴力団の警戒区域の指定は解除されておらず、引き続き暴力団の動きを警戒する必要がある。また、警戒区域の指定が解除されたとしても、将来にわたる安全・安心を確保するため、より抑止効果の高い取組が必要である。 ○(9-1②)前年比で増加している自転車盗難については、未施錠車の被害が多いことから、施錠率を上げ被害を抑制する取組が必要である ○(9-1④)電気代支援に伴う電気事業者への支払い事務は、町会による毎年の処理が必要となり、事務を軽減できる手法を検討する必要がある	■(9-1①)弁護士や関係団体等で構成する有識者会議を設置し、市の暴力団排除の取組について意見を聴取し、市暴力団排除条例の改正も視野に入れ、実効性のある暴力団排除の取組を検討・実施していく。 ■(9-1②)自転車盗難の未然防止及び施錠促進を図るため、盗難が発生しやすい夕方以降に、駅周辺の集合住宅等の駐輪場で、未施錠自転車に犯人及び持ち主の双方に向けたメッセージタグを貼るなどの自転車盗難警戒パトロールを実施する。 ■(9-1④)引き続き町会灯のLED化助成を進めるとともに、新たに電気代の支援を実施することで、町会の負担を軽減し地域の防犯性向上に資する取組を行う。また、電気代の支援にあたっては、電気事業者と協議を行ったうえで、町会の事務を軽減できる手法を検討す
	市内の自転車関連事故件数	減少	512件	549件	×	485件	○	●(9-1⑥)事故データ分析等に基づく事故防止対策の結果、自転車事故は485件と過去最少となった。また、事故対策重点地区である「水堂小学校区」では市職員による指導等を実施し、前年の22件から9件となり、41小学校区で最も減少数が多い地区となった。 ●(9-1⑦)第11次交通安全計画上の目標である交通事故死者数8人以下を達成した。 ●(9-1⑧)令和5年4月1日より年齢を問わず努力義務とされる自転車乗用中のヘルメットの着用について、警察と連携し、高校生や地域とも協力しながら、ヘルメットを着用して自転車レーン上を走行するといった市民の関心を高めるような手法で周知啓発パレードを行った。 ●(9-1⑨)令和3年度に各学校から要望を受け、路面標示や防護柵などの対策が必要と判定した55件のうち、地先との調整が難航している4件を除く51件の対策が完了した。また令和4年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。 ○(9-1⑧)自転車乗用中のヘルメット着用は努力義務であるが、着用の推進を啓発していく必要がある。 ○(9-1⑨)要望に基づく対策予定箇所で地先との調整に時間を要する箇所が増えつつあるが、交通安全対策を継続的に行う必要がある。	■(9-1⑥)事故データの分析を行うとともに、戦略的に自転車の事故防止対策に取り組む。また、令和5年は二つの小学校区を重点地区に定め、これまでより対策エリアを広げて事故防止対策に取り組んでいく。 ■(9-1⑦)交通安全計画に沿った事業の実施を推進していく。 ■(9-1⑧)ヘルメットの着用により致死率が下がることから、自転車交通安全教室などのあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用の重要性を周知していく。 ■(9-1⑨)令和4年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所（25件）を着実に実施していく。また、令和3年度分の未実施箇所(4件)についても引き続き調整を行う。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度 の値	令和3年度 の値	対 前年度	令和4年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	保育施設等未入所児童数 (令和5年4月1日時点)	減少	865人	607人	○	597人	○	【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】 ●(4-2①)認可保育所新設費用の補助により認可保育所を2か所(定員180人)新設するなど、前年度4月と比べ244人の定員を増やした。また、令和5年4月時点の待機児童の状況や今後のエリア別の保育ニーズの推計など詳細に分析を行った上で、令和7年4月までに開設する新設保育所の公募を行い、4カ所(定員360人)を選定した。 ●(4-2②)子ども・子育て支援事業計画については、令和4年4月の保育ニーズの実績値が計画よりも600人以上上回っていたことから、直近の実績等を踏まえて中間年見直しを行い、令和5年及び6年の保育ニーズ及び確保方策を見直した。 ●(4-2③)老朽化により建替えが必要な公立保育所のうち、次屋については東消+防署跡地を候補地とした。 ●(4-2④)公立保育所の民間移管については、第4次民間移管計画に基づき、元浜の移管を行い、0歳児保育や一時預かり等を実施し、また、移管に向けて七松の引継ぎ等の事務や南武庫之荘の移管法人の選定を行った。 ●(4-2⑤)不適切な保育に関する事案が全国的に発生している為、令和5年2・3月にアンガーマネジメント研修を行うなど適切な保育の徹底を図った。また、保育士等の資質向上のため小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行い、各園の保育内容を注視し必要な助言を行った。 ●(4-2⑥)医療的ケア児の受け入れに向け、10月に医療的ケア実施ガイドラインを策定した。また、医療的ケア児保育支援事業を実施し、医療的ケア児を受け入れている1施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。 ●(4-2⑦)令和4年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、85人の未入所解消につなげた。令和5年4月向けの利用調整においては、AIの活用により業務に係る時間の短縮を図り、追加調整を行ったことで更に57人を入所につなげた。 ●(4-2⑧)保育料の収納に関して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス納付など納付環境を整備したことにより、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。(目標指標D) ○(4-2①②)待機児童解消の取組を進めている中、一方で、少子化が進み将来的な保育ニーズの頭打ちが想定されるため、今後の中長期的な保育ニーズを見定めるとともに、利用者への利便性の配慮や既存事業者の持続可能な運営を踏まえ、次期計画の策定等に取り組む必要がある。 ○(4-2③)杭瀬・武庫南については、近隣の公共施設等の有効活用の検討や民有地の所有者とも交渉するなど、用地確保を行う必要がある。 ○(4-2④)南武庫之荘の民間移管をもって、現行計画が完了するが、引き続き多様化する保育ニーズへの対応や保育環境改善、待機児童解消等を進めていくため、今後の公立保育所が担うべき役割を踏まえた上で、次期民間移管計画に係る検討を行う必要がある。 ○(4-2⑤)適切な保育が行われるよう専門研修を充実させるとともに、質の向上のため巡回支援を実施する必要がある。 ○(4-2⑥)医療的ケア児は病状や必要な支援が様々であるため、関係機関との調整や看護師の配置等、受入体制の整備に時間を要する。 【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】 ●(4-2⑪)市内在住の保育士資格を有する方(4,535人)へのDMの送付や市報の巻頭特集、2週間のWeb広告を実施した結果、保育士・保育所支援センター(あまのかけはし)の利用者が増加し、39人の保育士等を法人保育施設への就労につなげた。 ●(4-2⑫)保育士の確保・定着化を図るため、新卒保育士確保事業として、46園・87人の新卒保育士等に対し10万円の補助を行うとともに、潜在保育士の対象者に短時間勤務者を含めた、潜在保育士確保事業として、22園・29人の潜在保育士等に対し5万円の補助を行った。そのほか、保育士奨学金返済支援事業(39園・102人)や宿舍借り上げ支援事業(74園、243人)を継続して実施した。 ○(4-2⑪)近隣市在住や本市に転入してきた保育士等に対し、支援センターの更なる認知度の向上が必要である。 ○(4-2⑫)保育士実態調査の結果から、尼崎市の保育士確保策が魅力的であるとの回答を得られなかったことから(「尼崎市の保育所に就職した理由」について、「尼崎市の実施していた保育士確保策が魅力的であった」と回答した保育士は323人中1人のみ)保育士不足を補うにあたり、現行施策も継続しつつ、これまでと異なる視点からの支援を検討する必要がある。 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】 ●(4-2⑬)保育所や児童ホームの他、一時預かりや病児保育等により一時的な保育の提供体制を確保し保護者ニーズに対応した。 ○(4-2⑬)病児保育室の創設や再開を検討している医療機関が抱える課題を把握し、解消に向けた支援施策を検討するとともに、地域毎の設置施設数の偏り等の課題解決を図る。	【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】 ■(4-2①)待機児童解消に向け様々な方策を検討し、適正な保育の量を確保するとともに、将来推計や事業者の意見も踏まえ、保育士の確保や定着化など、適切な待機児童対策に取り組む。 ■(4-2②)次期計画(期間:令和7～11年度)の策定に向け、就学前の子どもの保護者に対しニーズ調査を実施するとともに、審議会において調査・審議をいただき、適切な保育ニーズの算出や教育・保育施設の提供体制の確保に係る検討を進める。 ■(4-2③)建替用地を確保するため、公共施設マネジメント基本方針及び策定を進めている就学前教育ビジョンの動向を踏まえる等、早期建替えに向けた検討を行う。 ■(4-2④)七松を令和5年4月に民間移管し、また令和6年4月に移管予定の南武庫之荘の引継ぎ等を進める。今後の公立保育所が担うべき役割を含め、次期民間移管計画の策定作業等を進める。 ■(4-2⑤)不適切保育には厳格に対応する。また適切な保育が行われ保育の質が更に向上するよう研修を充実するとともに、巡回支援に取り組む。 ■(4-2⑥)医療的ケア児の受入体制の整備に相当な時間を要する為、入所申込の時期を通常より前倒しする等、万全の体制で受け入れできるよう関係機関等と連携を図る。また、職員等の医療的ケアに関するスキルを高める為の研修を実施する。 ■(4-2⑦)令和6年+4月向けの利用調整においては、幼稚園の預かり保育等の保育サービスの情報提供を行うなど、丁寧な利用者支援に努める。 ■(4-2⑧)分納誓約や児童手当申出徴収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については、滞納処分を進めていく。 【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】 ■(4-2⑪)近隣市在住や本市に転入してきた保育士等への認知度を向上するため、Web広告の期間等を拡充する。また、就職後のアフターフォローにも対応することにより、離職防止を図る。 ■(4-2⑫)保育士の業務負担軽減を図り、保育士の就業継続及び離職防止につなげる為、保育支援者の配置補助事業を実施するとともに、保育士確保につながる支援策について検討する。 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】 ■(4-2⑬)病児保育室の創設及び改築を検討している医療機関から設置に伴う課題について聞き取りを行い、国の交付金の活用を含めた費用負担や保育士の確保など課題解決に向けた施策を立案する。
	保育施設等入所待機児童数 (令和4年4月1日時点)	減少	118人	76人	○	48人	○		
	保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	増加	98.8%	99.1%	○	99.1%	△		

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性2 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
働きながら子育てをする家庭への支援	児童ホーム入所待機児童数 (5月1日時点) ※令和2年度のみ7月1日現在	減少	414人	481人	×	416人	○	●(4-2⑨)公設児童ホームは土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長した。また民間は3か所(定員75人)新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、資格等を有する派遣職員を配置した。 ○(4-2⑨)児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて関係者等と協議を進めるとともに、引き続き待機児童解消に取り組む必要がある。	■(4-2⑨)平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から午後7時まで延長することに向けて関係者等と運営体制について協議する。民間は引き続き補助事業の活用により待機児童解消に向けて事業者の参入を図る。
	こどもクラブの登録児童率	増加	-	13.9%		19.5%	○	●(4-2⑩)こどもクラブは保護者ニーズに対応するため、令和4年4月から開所時間を午後5時まで延長したことや昼食時間帯の開所を行ったことにより利用登録率が前年より増加した。また職員の欠員解消を図るため、代替職員として資格等を有する派遣職員を配置した。 ○(4-2⑩)こどもクラブの開所時間延長等について、更なる周知を図る必要がある。	⑩こどもクラブの開所時間延長等について対象児童に対し、チラシを配付し周知を徹底する。
	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合	増加	77.2%	73.9%	×	76.3%	○	●(2-2①)性的マイノリティ当事者等を対象とした電話相談(第4火曜、年間実績32件)のほか、当事者とその理解者が集う居場所(当事者団体と共催、参加者237人)では、カミングアウトした人、できない人等当事者の話を聴き、当事者を取り巻く状況について共有することができた。 ●(2-2②)ALLY(性的マイノリティ問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)養成に向け、職員には研修動画、市民・市内事業者には学習用動画を作成し、ALLYステッカー等を配付する取組を開始した。 (受講者886人、うち約8割に配布) ●(2-2③)複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行うため「第3次配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定し、「DVとは」の説明を冒頭に記載し、SNSの普及等の昨今の社会状況に合わせたDVの具体例を記載する等、被害に気付き、相談を促す内容となるよう工夫した。 ●(2-2④)困難な状況にある女性への支援として、就職活動に役立つスキルを学ぶ「しごと準備・パソコン講座」、「就活応援セミナー」を実施したほか、寄付による就活用スーツやバック等のグッズの無償提供と就労等の相談をセットにした「就労応援フェア」を実施した。 ○(2-2①②)事業者等へのALLYステッカー配付については始めて間もないことから、市内事業者への周知を行っていく必要がある。 ○(2-2③)関係機関が連携し、複雑多岐化するDV被害者支援に取り組む必要がある。 ○(2-2④)不安や様々な課題を抱える女性への支援について、関係団体等と連携する必要がある。また、男女共同参画推進拠点施設として、公共施設マネジメント計画を踏まえ、トレビエの今後の方向性について整理していく必要がある。	■(2-2①②)商店街など市内事業者へ積極的に働きかけ、ALLYステッカーの活用を促していく。 ■(2-2③)複雑多岐化するDV被害者支援に取り組めるよう関係部局と情報共有を図るとともに時宜に応じたテーマで研修を実施する。 ■(2-2④)不安や様々な課題を抱える女性が気軽に相談したり必要な支援につながったりできるよう、支援者のネットワークを構築し、相談や居場所等を提供する女性のつながりサポート事業を実施する。 ■(2-2④)貸館機能等ハード部分の整理も意識し、トレビエの今後の方向性について、女性センター運営委員会の意見も聴きながら検討を始める。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す 方向	令和2年度 の値	令和3年度 の値	対 前年度	令和4年度 の値	対 前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	子育てをしやすいまち だと感じる市民の割合	増加	－	56.9%	－	50.4%	×	【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】 ●(4-3①)子どもの育ち支援センター（いくしあ）ではいくしあ内支援会議を定期開催することで、子どもに対し連携した支援を進めた。 ●(4-3②)要保護児童対策地域協議会（要対協）の相談支援件数が年々増加する中、要対協の受理会議を月1～2回から週1回開催に改め、より効率的に支援を進めたほか、支援のモニタリング等の改善に向けた検討を行った。 ●(4-3④)国が進める子どもに関する各種データ連携による実証事業に参加し、子どもの育ち支援システムに教育が持つ情報を付加することで、リスク分析を行う機能追加を行った。 ○(4-3①)いくしあ内支援会議の協議により支援方針を定めるが、その意図が支援担当者十分に伝わっていないことがあった。 ○(4-3②)支援業務が増大する中、要対協の運営をより効率的なものとする必要がある。また、いくしあと南北保健福祉センターのサテライトの情報共有・協議等が即時に行えないことが支援業務の効率を下げていることが課題である。 ○(4-3④)新システム運用開始の令和5年2月以降、リスク分析結果の検証・改善を進めている段階で、プッシュ型支援には至っていない。 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ●(4-3⑤)面会交流支援事業を活用することで別居親と子どもの面会交流が実現できた。 ●(4-3⑥)要保護・要支援児童等見守り強化事業では、委託事業者と月1回支援状況を共有し連携した支援を行った（宅食支援58世帯、居場所支援40人）ほか、年3回事業運営について意見交換を行うことで改善を図るなど、官民協働による取組を進めた。 ●(4-3⑦)幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し、就学時健診における児童面接を集団面接とする小学校を40校に広げたほか、モデル校3校で配慮が必要と思われる子どもの情報を、在籍園全園と連携し小学校に伝える取組を進めた。 ○(4-3⑤)面会交流支援事業の利用促進に向け更なる市民啓発が課題である。 ○(4-3⑥)地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、担い手となる地域資源の確保が必要となっている。 ○(4-3⑦)集団面接で要配慮とする判断基準が必要であるほか、モデル校の取組を全市展開する際の体制等を検討する必要がある。 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ●(4-3⑩)児童福祉司や児童心理司等の専門職確保に向け職員採用を実施したほか、県・他市の児相に職員派遣し人材育成を進めた。 ●(4-3⑪)シンポジウム・ワークショップ・県と里親会共催の里親セミナー開催や、学校等関係機関との意見交換等により連携強化を図った。 ○(4-3⑩)令和8年度の組織・人員体制が定まっておらず、全国的に専門職の確保が困難な中、人材確保・人材育成が喫緊の課題である。 ○(4-3⑪)地域の支援団体や学校園・警察・病院等の関係機関とのより緊密な関係性の構築や相互理解の推進が不可欠である。 ⑫要対協の相談支援件数が増加する中、支援に注力するためには、効果的・効率的な業務に向けた環境整備が必要である。	【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】 ■(4-3①)支援方針の共有や支援の進捗管理を推進しながらチーム支援に取り組む。 ■(4-3①②③)児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。 ■(4-3②)業務増大の中、更に支援に注力するため要対協の運営改善を図るほか、ICT機器の導入やサテライトの体制整備など3拠点間の業務効率化を検討する。 ■(4-3④)児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが学校園などの関係機関と連携し、プッシュ型支援を実施することで早期支援につなげていく。 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】 ■(4-3⑤)市Webサイトやチラシなどの媒体を活用し広く市民に向けて事業周知を図る。 ■(4-3⑥)委託事業者と児童ケースワーカーが支援情報を共有しながら、協働した支援を推進していく。また、担い手となる地域資源の開拓・確保に向け検討を進める。 ■(4-3⑦)モデル校入学者のフォローアップにより判断基準の策定を行う。また、モデル校の拡大とともに、全市展開に向けた体制整備を検討する。 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】 ■(4-3⑩)関係部局と共に、早期の専門職確保と職員派遣による人材育成を進める。 ■(4-3⑪)地域の支援団体や学校園など関係機関と相互理解を深め、支援のネットワーク機能を強化するほか、兵庫県や里親会と連携し、里親制度の啓発に取り組む。 ■児相業務に対応するシステム導入のほか、効果的・効率的な業務に向けて、A Iを活用した相談支援システム導入、オフィスのあり方について検討を進める。
	要保護児童に関する個別 ケース検討件数	増加	371件	408件	○	423件	○	○(4-3⑥)要保護・要支援児童等見守り強化事業では、委託事業者と月1回支援状況を共有し連携した支援を行った（宅食支援58世帯、居場所支援40人）ほか、年3回事業運営について意見交換を行うことで改善を図るなど、官民協働による取組を進めた。	■(4-3⑥)委託事業者と児童ケースワーカーが支援情報を共有しながら、協働した支援を推進していく。また、担い手となる地域資源の開拓・確保に向け検討を進める。
	虐待程度が中度以上の 要保護児童で支援を受け 重症度が低下した割合	増加	－	40.6%	－	35.4%	×	●(4-3⑥)地域資源と協働して児童虐待防止を進める中で、担い手となる地域資源の確保が課題になっている。	

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：構はい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数（累計）	増加	43件	79件	○	105件	○	●(4-3⑬)若者支援を行う支援者等を対象に各地域でユース相談支援事業の講習会を実施し、早期支援に向けて取り組んだ。 ●(4-3⑭)支援を要するヤングケアラー等に訪問支援員を派遣し、負担軽減を図りながら必要な支援を行った。(実績:16世帯、派遣回数:188回)また、当事者同士で交流や情報交換ができるイベントを実施し、参加者の相談等に応じた。(実績:18回) ○(4-3⑭)家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自ら支援を求めることが難しく、相談・支援につなげることが困難である。	■(4-3⑭)ヤングケアラーの早期発見のため、相談フロー図を作成し、学校等関係機関と共有するなど連携を一層進める。
	スクールソーシャルワーカーが活動した学校数 ※こども教育支援課より	増加	46校	61校	○	53校	×	●(3-2⑤)スクールソーシャルワーカー（SSW）と学校との連携強化を図るため、SSW活用研修および成果報告会を実施したことにより、幼小中高の一貫した学校園支援体制が一部構築できた。 ○(3-2⑤) ⑤相談件数の増加及び相談内容の複雑化・多様化に伴い、SSWによる支援を十分に行うことが難しくなっている。	■(3-2⑤)緊急課題に対応するため、配置体制を見直し、迅速な対応を目指す。また、切れ目のない、幼小中高の一貫した学校園支援体制構築の更なる充実を目指す。
	市内警察署による青少年の補導件数	減少	1,967人	2,025人	×	1,892人	○	●(3-3⑧)少年補導委員の活動を支援するため、関係機関等から収集した青少年の非行状況や不審者情報等を少年補導委員と共有することにより、活動の際、留意いただきたいポイントの周知を図った。	■(3-3⑧)少年補導委員が効率的な活動をすることができるよう、継続して各種事業等の見直しを行う。
	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率	増加	93.2%	95.5%	○	91.0%	×	●令和4年度は生活困窮者学習支援事業を利用した中学3年生26人全員が人が高等学校等へ進学した。 (学習支援室は市内4か所(阪神尼崎・JR立花・阪急武庫之荘・阪急園田)) また、高校進学後の中退防止に係る支援も実施しており、令和5年8月末時点の登録者数は34人である。 ○一部の教室で実施時間を前半と後半の2部制としたこと等により、待機児童・生徒数は解消に至った。	■生活保護世帯等の子どもが経済的困窮状態に至ることを防止するため、引き続き生活困窮者学習支援事業を実施していく。 ■学びと育ち研究所と連携し事業効果の検証に取り組む。検証結果をケースワーカーに展開することで参加登録者の掘り起こしに活用するなど、より有効な事業の運営方法について検討する。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	障害児支援利用計画の作成達成率 ※障害福祉政策担当より	増加	92.0%	86.1%	×	82.7%	×	●(6-1③改)サービス等利用計画と障害児支援利用計画（利用計画）の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況（障害種別・利用サービス別・事業所別など）の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。特に新規利用が多い「障害児（通所サービス利用）」については、早期作成につながるよう対象事業所との調整を密に図ったこと等で、作成数は171人増加（1,995人→2,166人）し、作成率は82.7%（2,166人/2,620人）となった。 ●(6-1⑦)指定相談支援事業所のネットワーク会議を計9回（全体会2回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回）開催し、計画作成状況や児童虐待への対応等について情報共有を図るほか、各事業所からのニーズを基に介護保険のケアマネや薬剤師との連携、阪神特別支援学校を卒業後の進路等をテーマとした研修会を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。 ○利用計画の作成数は着実に増えているものの、障害児通所支援の新規利用が大幅に伸びているため、作成率は昨年度と比較して減少している。	■(6-1)利用計画の作成促進に向けては、未作成者の分析結果を基に、セルフプランの導入も視野に入れながら、より効果的な取組や運用の方策を検討していく。
	尼崎市子どものための権利擁護委員会の相談件数	増加	—	40件	—	33件	×	●(4-3⑮)子どもの権利擁護委員会の活動として、子どもの権利侵害に関する相談の調整等（33件）、窓口及び活動内容の周知・啓発の他、校則を再点検すべきと提案した。 ○(4-3⑮)子どもの権利擁護委員会の欠員委員1名を補充し、体制強化を図る他、子どもを対象に当委員会の周知だけでなく、児童の権利条約等に関する啓発の取組が必要である。	■(4-3⑮)欠員委員1名の人選を進めるとともに、子どもを対象に広報活動を強化する。
すべての子どもの人権を守るための取組み	「子どもの人権アンケート」による調査対象事案数	減少	83件	55件	○	38件	○	●(4-3⑯)「子どもの人権アンケート」の回答手法にデジタル媒体を追加し、調査・対応を行った。（調査対象事案数:38件） ○(4-3⑯)「子どもの人権アンケート」の調査対象事案数は減少したが、「心を傷つける言葉遣い」に該当する事案が一定割合あったため、対応策を検討する必要がある。	■(4-3⑯)教育委員会と連携し、事例を活用した振り返りや、子どもの個性等を理解するため必要な研修を行う。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
多様な教育の充実に向けた取組み	学力調査における平均正答率の全国との比較（知識）	増加	—	(小 国語) △2 ^{ポイント} (小 算数) △0 ^{ポイント}		(小 国語) △2 ^{ポイント} (小 算数) △1 ^{ポイント}	△	●(3-1①)小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個に応じた支援をする人材の配置や、学習支援ドリルの導入等、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することにより、基礎学力の定着を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の2～6年生で前年度よりD層の割合が減少した。 ●(3-1②)中学校においては、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」（中学校版学力向上の手引き）が、各学校の授業場面で活用されるよう、教育委員会事務局の指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組んだ。 ●(3-1③)全校種に外国人外国語指導助手（ALT）や小学校への外国語活動指導補助員（JTE）の派遣・配置を行うとともに、教員向けの実践的研修に取り組んだことにより、あまっ子ステップ・アップ調査結果において「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が73％、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で28.2％と、前年度とほぼ横ばいであった。 ●(3-1④)中学生・高校生を対象に英語検定補助事業を実施し、生徒が学校で受験できることや大学受験等を見据えた資格取得に積極的な生徒を後押しする等、受験への動機づけとなった。 ○(3-1①)「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小学1年生のD層が国語・算数ともに25％を下回っている。また、小・中学校の全教科のD層の割合は、平均して24.4％であり、前年度より1.5ポイント減少しているものの、引き続きD層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。 ○(3-1②)令和4年度から学習支援ドリル（ICT教材）も活用した授業改善に取り組んでいるものの、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果では、中学校国語の平均正答率において全国平均値から△3ポイントの差が見られた。 ○(3-1③)ALT派遣により英語に対する興味関心が高まった反面、特に中学校・高等学校において「話すこと」の根幹である言語活動の時間の割合が伸び悩んでいる。	■(3-1①)早期の読みのつまずきに対応するため、一部小学校において個別指導に効果的な多層指導モデルMIMデジタル版のアカウントを配付する。また、「MIM重点実践校」として市内10校で実施する。 ■(3-1②)生徒の読書習慣の育成及び国語力の向上を図るため、全ての中学校に学校司書（1人2校兼務）を配置し、生徒の学習活動を支える仕組みとして学校司書による適切な図書の選択・収集やレファレンス・図書指導等を行う。 ■(3-1③)ALT派遣は継続し、ALT派遣とJTE配置が重複している小学3・4年生のJTE配置は令和4年度に廃止した。また、中学校・高等学校のさらなる言語活動の充実に向け、教員研修内容を充実し、授業力向上を目指す。
			—	(中 国語) △4 ^{ポイント} (中 数学) △2 ^{ポイント}		(中 国語) △4 ^{ポイント} (中 数学) △2 ^{ポイント}	△		
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	増加	—	(小) 64.8％		(小) 60.6％	×		
			—	(中) 62.4％		(中) 53.5％	×		
	授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	増加	—	(小 国語) 79.6％ (小 算数) 83.6％		(小 国語) 77.7％ (小 算数) 79.1％	△		
			—	(中 国語) 71.8％ (中 数学) 70.5％		(中 国語) 71.7％ (中 数学) 69.6％	△		
	小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	増加	—	(小) 51.2 ^{ポイント} (中) 40.2 ^{ポイント}		(小) 51.3 ^{ポイント} (中) 39.7 ^{ポイント}	△	●(3-1⑥)運動指導員を前年度より多く派遣することができ、小学校5年生男子の新体力テスト合計点の平均は前年度を上回ることができた。また、小中連携の実技研修会を開催し教員の指導力向上に取り組んだ。 ○(3-1⑥)「あまっ子体力向上プラン」により取組を各校で行っているが、小・中学校とも新体力テストは兵庫県平均を下回っている。特に持久力の種目で大きな差があることが課題である。	■(3-1⑥)児童生徒の持久力を高める取組を推進する。各校の体育行事の充実を図るとともに、休みに時間や放課後に取り組める運動例を小学校に配布し、運動意欲の向上につなげる。また、小・中学校で体育科指導について連携を図り、教員の指導力の向上を目指す。

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	増加	—	(小) 74.8%		(小) 76.6%	○	●(3-2①)人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての小・中学校で「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育について啓発を行った。また、中学校においては、令和4年度から在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」及び「性的マイノリティ」の3つのテーマを学習することとし、全中学校で取り組んだ。自他の権利については、各小・中学校で、特別活動や社会科等で学習した。 ○(3-2①)こころの教育推進事業における講師招へい一覧表を全小・中学校に送付し、各種人権教室の案内等を周知することで、今後も引き続き幅広い人権教育の推進を図るよう取り組んでいく必要がある。	■(3-2①)「生命を尊重する心」、「規範意識」、「人権教育の推進」については引き続き学習し、加えて中学校では、授業等において在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3つのテーマの全てを必ず学べるよう、計画・実施する。 また、児童生徒が自らの人権について学べる視点や他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を確認するためのアンケートの実施方法や内容について引き続き検討する。
			—	(小) 77.3%		(中) 77.6%	△		
多様な教育の充実に向けた取組み	不登校児童生徒の割合	減少	(小) 1.31%	(小) 1.71%	×	(小) 2.58%	×	●(3-2④)学校以外の学びの場や居場所としての教育支援室「ほっとすてつぷ」(市内3箇所ほか7つのサテライト教室+オンライン)では、不登校児童生徒の強みや興味・関心を大事にしたカリキュラムを作成し、一人ひとりの思いに寄り添った支援を行った。また、「ほっとすてつぷ」やサテライト教室の周知を図るために、「不登校ポータルサイト」を作成し発信した。 ●(3-2⑥)登校しにくい、教室で授業を受けることが難しい児童生徒に対して、こども自立支援員による家庭訪問や校内別室における学習支援等を行った。また、「多様性の理解」を深めるため、不登校担当教員を対象に、発達課題や特別な支援が必要なこども理解に関する研修を実施した。更に、個々の状況に応じた支援を展開していくために、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」を作成し、学校への周知を行った。	■(3-2⑥)不登校児童生徒への対策支援を、具体的・計画的・継続的に行うため、「不登校児童生徒支援シート」を作成し活用する。多様性を認める学びの場を作るため、先進事例の視察や有識者会議から知見を得る等、不登校特例校の調査研究を行う。
			(中) 5.62%	(中) 7.02%	×	(中) 8.62%	×		
	不登校児童生徒における教育支援室等における支援割合	増加	20.2%	21.4%	○	17.4%	×	○不登校出現率の増加傾向が全国的に続いており、今後も増加が見込まれる。教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に行っていく必要がある。 ○不登校出現率の増加傾向が全国的に続いており、本市においては全国平均よりも高い状況にある。「ほっとすてつぷ」は定員いっぱい運営しているが、目標指標が減少する結果となっている。	
	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	増加	(小) —	(小) 95.9%		(小) 95.6%	△	●(2-3④)情報モラル向上支援員を派遣して、小・中・高等学校合わせて、49校で出前授業を実施した。児童生徒がインターネットのより良い使用法や身近にあるトラブルについて、どうすればよかったのかを考え、情報モラルの向上や情報の取り扱い方に関して学習した。また、スマホサミット等を通してネットルール作りに関しても時間を設けて、児童生徒が家庭でのルールを共有した。 ●(3-2②)②小学校で34校、中学校で13校、高等学校で2校、出前授業を実施し、新たに令和4年度においては小学校で7校、中学校で3校、高等学校で2校が校内でネットについてのルールを作成することができた。ルールの作成では、児童会や生徒会で案を作り、全校生が投票して、学校としてのルールを定めたという取組例があった。 ●(3-2③)指導主事による年2回の学校訪問において、取組状況を確認し指導助言をするとともに全教員を対象に研修を行った。教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は令和3年度4,917件から令和4年度5,729件に増加し、早期発見、早期対応につながった。 ●(3-2⑦)いじめ問題対策連絡協議会において、学識経験者等を交えて思春期の心の特徴や、子どもの意見表明権等の子どもの権利に関する知識を深め、助けを必要とする子どもへの関わり方などについて意見交換し、各関係者が果たす役割について共通認識を図った。	
			(中) —	(中) 95.7%		(中) 96.2%	○	○(2-3④)スマホルールだけではなく、タブレットが一人一台支給されている現状になっており、スマホに限定するのではなくネットルールとして、学校と家庭で一緒に考えていく必要がある。 ○(3-2③)いじめ対応については、情報共有を含め組織的な対応や統一アンケートの活用等に学校間格差等が見られるため、今後も継続した研修等の取組が必要である。 ○(3-2⑦)昨今のいじめ問題はSNS絡みや背景要因が複雑な事案等があり、子ども自身や学校現場だけでなく、学校外においても適切な対応や早期発見の取組が推進できるよう、地域社会全体で連携して対応するという考え方について、改めて共通理解を図る必要がある。	

第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況

方向性4 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

○：目指す方向どおり進んでいる
△：横ばい
×：目指す方向どおり進んでいない

文頭の括弧内の表記は、施策評価中の引用個所を表す。
例：●(4-1①)→施策04、展開方向01、成果①より引用（○は課題、■は取組）

施策	指 標	目指す方向	令和2年度の値	令和3年度の値	対前年度	令和4年度の値	対前年度	取組の成果と課題 (●成果、○課題)	今後の取組み
	のびよ尼っこ健全育成事業への参加者数	増加	32,044人	31,145人	×	25,362人	×	●朝のあいさつ運動、地域美化活動等は新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小して行ったが、各地区、中学校区において学校、地域、家庭の連携を図ることができた。 ●講演会等は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで実施することができた。	■中学校区健全育成協議会は令和5年度より社会教育課に移管し名称も学校運営協議会となっている。
多様な教育の充実に向けた取組み	地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがあると答えた児童生徒の割合	増加	(小) —	(小) 46.1%	—	(小) 44.8%	×	●(3-1④)課題解決に必要な力や主体的に地域社会に参画し行動する力を育成するため、社会力育成事業において各校の生徒会執行部の代表者2名ずつが参加し、夏季研修会を実施した。研修会では、生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通して、地域の特徴や課題に目を向けることで、自校の取組や課題を見直し、これまでの取組や新たな取組を考えるきっかけを与えることができた。 ○(3-1④)生徒自ら地域や学校をより知ることによって自校の課題を認識し、課題解決に向け主体的・実践的に取り組むような働きかけが必要である。	■(3-1⑤)生徒が課題解決等に向けて主体的・実践的に取り組めるよう、夏季研修会の充実を図る。
			(中) —	(中) 36.4%	—	(中) 34.4%	×		
	学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	増加	20.4%	24.7%	○	26.9%	○	●(3-3⑥)学校運営協議会を小学校11校、高等学校1校に新たに設置し、コミュニティ・スクールを8校から20校に拡大した。また、学校管理職向けに既設置校の実践報告を中心とする研修を実施するなど、関係者に対する制度周知に努めた。中学校への学校運営協議会導入拡大については、令和5年度設置希望の3校に対して支援を行い、設置に向けた道筋を付けることができた。 ●(3-3⑦)学校の地域開放制度について、市や学校のHP及び生涯学習情報誌「あまナビ」を活用しPRを行った結果として、令和4年度は16件の利用があった。	■(3-3⑥)令和7年度までの全市展開に向け、小学校においては、令和6年度までに全41校に設置することとし、計画的に立上げ支援を行う。 また、令和5年度設置の中学校3校については、中学校におけるモデル校として、他の中学校の立上げ準備に資するよう必要な支援を通じてノウハウを蓄積する。
	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	増加	2.9点	3.2点	○	3.3点	○	○(3-3⑥)学校運営協議会制度の定着に向け、学校管理職や教員、学校運営協議会委員に研修等を通じて周知を図るとともに、各学校の状況に合わせた支援を継続的に行っていく必要がある。また、地域における学校支援の輪が広がるよう、広く一般にコミュニティ・スクールに係る周知を図るため、継続的にPRに努める必要がある。	
青少年の主体的な学びや行動のための支援	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	増加	89.0%	89.5%	△	85.2%	×	●(4-4②)次代の社会を担う子ども・若者を応援し、ユースワークを一層推進するため、子ども・若者応援基金（旧青少年健全育成基金）の活用方針を策定のうえ、基金条例の改正等を行い、基金の活用範囲を広げて、ユース世代の活動や子ども・若者育成支援団体の活動、先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度「子ども・若者応援基金活用事業補助金」の創設に取り組んだ。 ●(4-4③)ユース交流センター（指定管理者：尼崎ユースコンソーシアム）において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンスル事業（23人参加）のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業（72回3,420人参加）を実施し、中高生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。	■(4-4②)基金活用事業の選定にあたっては、審査を行う付属機関に若者を加え、その意見を聴くとともに、補助事業の実施にあたっても必要な側面的支援を行う。 ■(4-4③)ユース交流センターのサテライト事業実施にあたっては、各地域振興センターと緊密に情報交換や意見交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。
	ユース交流センターの月平均利用者数	増加	3,626人	4,518人	○	5,844人	○	○(4-4②)ユース世代や子ども・若者支援団体への事業周知を図るとともに、各団体が適切に事業遂行できるよう支援する必要がある。また、補助事業の審査にあたってユース世代の意見をしっかりと審査に反映させるための仕組みづくりが必要である。 ○(4-4③)ユース交流センターのサテライト事業では、地域によってイベント回数や内容に隔たりがあるため、各地域振興センターと連携しながら、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業に参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。	

1 教育・保育の量の見込みと確保方策の進捗状況（令和5年度）

○ 令和5年度（4月1日時点）は量の見込み（保育ニーズ）が計画よりも大きく（236人）上回った。また、新設保育所（4・5歳児）の入所児童数が施設の利用定員数よりも少なかったことや地域や年齢によるアンマッチにより、定員の弾力化による定員を超える児童の受入は計画よりも128人少なかったが、幼稚園における預かり保育等を利用することで保育ニーズに対応できた方が増えた（計画より143人多かった）ため、確保方策の実績については、計画よりも29人上回った。

量の見込みが大幅に増えていることもあり、確保方策は463人不足している状況である。

【参考】 令和5年度の待機児童数は48人（前年比：△28人）、未入所児童数は597人（前年比：△10人）

事業計画（市全域 2・3号認定のみ）

（単位：人）

	令和5年度		差引
	計画	実績	
① 量の見込み	9,756	9,992	(236)
② 確保方策	9,500	9,529	(29)
差引（②－①）	△256	△463	(△207)

② 確保方策（令和5年度）

計画：8,977人（R4.4.1日時点）＋増加定員230人
 ＋定員の弾力化64人 ＋幼稚園の預かり保育等229人＝9,500人

実績：8,977人（R4.4.1日時点）＋増加定員244人
 ＋定員の弾力化△64人 ＋幼稚園の預かり保育等372人＝9,529人

（参考）

②のうち利用定員（認可施設）	9,013	9,031	(18)
②のうち利用定員（企業主導型）	194	190	(△4)
②のうち定員の弾力運用	64	△64	(△128)
②のうち幼稚園の預かり保育等	229	372	(143)

②のうち定員の弾力運用（令和5年度）

計画： 64人（R5.4.1日時点）
 実績： △64人（R5.4.1日時点）
 差引： △128人（R5.4.1日時点）

2 教育・保育に係る確保方策ごとの進捗状況（令和5年度）

- 「①認可保育所の新設」「③分園の設置」「⑤公立園の民間移管」など、概ね計画通りに定員を確保できたことに加え、分園の本園化や認定こども園を再開したことにより、施設の休止に伴う定員の減もあったが、計画以上の利用定員を確保できた。なお、保育士不足等により「定員の弾力化」は計画よりも大きく下回った。

令和5年度(令和5年4月1日時点)

保育定員増に係る確保方策	計 画	実 績	差 引
① 認可保育所の新設	(2ヵ所) 180人	(2ヵ所) 180人	(0人)
② 法人園の改築等	(0ヵ所) 0人	(0ヵ所) 0人	(0人)
③ 分園の設置	(1ヵ所) 20人	(1ヵ所) 20人	(0人)
④ 分園の本園化	(0ヵ所) 0人	(1ヵ所) 20人	(20人)
⑤ 公立園の民間移管	(1ヵ所) 20人	(1ヵ所) 20人	(0人)
⑥ 認定こども園の再開	(0ヵ所) 0人	(1ヵ所) 40人	(40人)
⑦ 既存園の定員増	(1ヵ所) 10人	(2ヵ所) △32人	(△42人)
⑧ 企業主導型保育事業の定員増	(0ヵ所) 0人	(2ヵ所) △4人	(△4人)
合 計	230人増	244人増	(14人)
定員の弾力運用 計画:64人 実績:△64人 (差引:△128人)			
併願者(幼稚園における預かり保育等) 計画:229人 実績:372人 (差引:143人)			

「①認可保育所の新設」や「③分園の設置」、「⑤公立園の民間移管」は、計画どおり定員を確保した。また、分園の本園化や認定こども園を再開した施設があり、計画とは別に60人の定員増となった。

「⑦既存園の定員増」は、認可保育所1ヵ所(20人)、小規模保育事業1ヵ所(12人)が休止したことにより、32人の定員減となった。

「定員の弾力運用」は新設認可保育所(4・5歳児)の入所児童数が施設の利用定員数よりも少なかったことや、保育士不足のほか、地域や年齢によるアンマッチなどの理由により、実績が△64人となった。

幼稚園における預かり保育等を利用することで一定の保育ニーズ(372人)にも対応できた。

令和5年度 保育定員の確保状況

計画 定員増分 230人 ・ 弾力運用 64人 ・ 併願者(幼稚園における預かり保育等) 229人 → 計 523人
 実績 定員増分 244人 ・ 弾力運用 △64人 ・ 併願者(幼稚園における預かり保育等) 372人 → 計 552人
 計画に対して、定員増分は14人多く、弾力運用は128人不足し、併願者は143人多く、合計で29人上回った。

3 教育・保育に係る確保方策ごとの取組内容（令和6年度）

○ 令和6年度は以下の確保方策により313人の定員増を図るとともに、保育士の確保・定着化策を強化し、定員の弾力運用により児童の受入増に繋がる取組みを進める。

また、入所利用調整において、平日夜間や休日の電話による個別相談や、入所に至っていない保護者への追加調整のほか、幼稚園等の預かり保育の空き状況についても案内をするなど、きめ細やかな入所支援を行うことで一人でも多くの児童が保育施設等に入所できるよう努める。

令和6年度(令和6年4月1日時点)		
保育定員増に係る確保方策	計 画	備 考
① 認可保育所の新設	(3ヵ所) 270人	・令和4年度公募分
② 法人園の改築等	(3ヵ所) 28人	
③ 公立園の民間移管	(1ヵ所) 5人	・南武庫之荘保育所
④ 既存園の定員増	(1ヵ所) 10人	
合 計	313人増	

定員の弾力運用

保育士の確保・定着化策をさらに強化するほか、「保育士・保育所支援センター(あまのかけはし)」を活用した就労促進をするなど、取組を進めることで定員を超えて受け入れる児童数の増加を見込む。

丁寧な利用調整

利用者支援事業(特定型)において、保護者のニーズに応じた丁寧な利用調整(夜間や休日の電話連絡や追加調整、預かり保育の空き状況の案内)を行うことで、一人でも多くの入所に繋がるよう取り組む。

4 教育・保育に係る取組の考え方（令和6年度以降）

- 近年の少子化による就学前児童数の減少傾向を踏まえると、いずれは保育ニーズも頭打ちとなることが想定される。そのため、今後の保育ニーズの動向を的確に見極めながら、既存施設を活用した待機児童対策に努めていく必要がある。しかしながら、現状では、直近の保育ニーズ（実績値：9,992人）が事業計画の量の見込み（計画値：9,756人）を236人上回っており、前年度と比較しても300人以上増加しているなど、まだ増加傾向にある。

令和5年度から着手する次期事業計画の改定作業において、就学前児童の保護者にニーズ調査を実施し、令和7年度から令和11年度までの保育ニーズを算出するとともに、別途、国の動向を踏まえた上で、適正な供給量を確保する必要があることから、中長期的な保育ニーズの分析を行うことで、今後に必要な保育定員の確保などに努めていく。

- 保育定員は、令和6年4月時点においては9,534人（※1）としているが、直近の保育ニーズ（9,992人）よりも少なく、今後も数年間は保育ニーズが増加傾向にあることが見込まれる。そのため、令和5年度に実施する認可保育所の公募等による定員増（令和7年4月開所予定）のほか、保育士の確保・定着化策に重点的に取り組み、加えて、丁寧な利用調整を行うことにより、定員の弾力化（※2）を推進するとともに、幼稚園等の預かり保育などにより、一定の保育ニーズに対応していくなど、既存施設を活用することで、効率的かつ効果的な待機児童対策を実施し、早期の待機児童解消に努める。

（※1 保育定員（令和5年4月時点）9,221人＋令和6年4月までの定員増に係る確保方策313人）

（※2 保育士不足等により、令和5年4月時点で定員の弾力化は△64人であり、計画よりも128人少ない）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(1) 放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		3,664	3,539	3,577	3,510	3,447
1年生		1,299	1,255	1,268	1,244	1,222
2年生		1,027	992	1,003	984	966
3年生		767	741	749	735	722
4年生		386	373	377	370	363
5年生		132	127	128	126	124
6年生		53	51	52	51	50
②確保方策(人)		3,112	3,329	3,577	3,577	3,577
不足(②-①)(人) 計画の需給の状況		▲ 552	▲ 210	—	—	—
③申請者数(人) (量の見込みの実績)		3,828	3,811	3,650	—	—
1年生		1,285	1,328	1,322	—	—
2年生		1,041	1,062	1,045	—	—
3年生		776	732	734	—	—
4年生		456	403	314	—	—
5年生		193	184	144	—	—
6年生		77	102	91	—	—
④確保定員(人) (確保方策の実績)		3,447	3,458	3,390	—	—
不足(④-③)(人) 実績の需給の状況		▲ 381	▲ 353	▲ 260	—	—
不足(④-②)(人) 確保の状況		335	129	▲ 187	—	—
待機児童数(人)		481	416	205	—	—
取組の 成果と課題		公設児童ホームは土曜日及び長期休業日の朝の開所時間を8時45分から延長した。また、職員の欠員解消を図るため、資格等を有する派遣職員を配置した。 民間児童ホームは放課後児童クラブ設置促進事業等により3カ所の新規参入を図った。しかしながら、経営不振等で廃業する事業者も5カ所あったことから、結果的には定数減となっているが、入所者数は増加した。 一方、こどもクラブにおいては、令和4年度より平日の閉室時間を午後5時に変更するとともに昼食時間帯を通年で開所するなど、児童の放課後等の居場所の確保に努めた。この取組により、児童ホーム申請者がこどもクラブの利用等に移ったことで、申請者数が大幅に減少し、待機児童を大きく減らすことが出来た。しかしながら、待機児童の解消には至っておらず、今後とも量の確保に努める必要がある。				
今後の 取組方針		民間児童ホームについては、引き続き、待機児童解消に向けて、待機児童の多いエリアを重点的に定員拡大に資する取組を実施する。 また、市民のニーズに応えるため、平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から19時まで延長することに向けて、関係者等と運営体制について協議する。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
②確保方策(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
差(②-①)(人) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用者数(人)	1,370	1,468	1,584	—	—
差(③-②)(人) 確保の状況	▲ 547	▲ 442	▲ 313	—	—
取組の 成果と課題	令和3年度に比べると、利用者数は増加しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大による登園自粛等が原因で、量の見込みを下回っているものと考えられる。 ただし、毎年、利用者数は増加の傾向にあるため、ニーズに合った取り組みが必要である。				
今後の 取組方針	保護者の就労形態の多様化に伴い保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において安定して延長保育事業を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるように取り組んでいく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(3) 利用者支援事業 (子育て家庭への相談支援)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策(箇所)		5	5	5	5	5
	基本型	2	2	2	2	2
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
②設置数(箇所)		5	5	5	—	—
	基本型	2	2	2	—	—
	特定型	1	1	1	—	—
	母子保健型	2	2	2	—	—
差(②-①)(箇所) 確保の状況		0	0	0	—	—
取組の 成果と課題	【基本型】 子育て世帯の方が育児に係る相談をしたりアドバイスが受けられる「こどもなんでも相談」を設置しており、個々のニーズに応じた情報提供を行ったり、専門機関につなぐなど、相談者に寄り添う支援を実施した。 また、いくしあ内にサロン及び利用者支援事業(基本型)の相談窓口を設置しており、相談員が利用者との何気ない会話の中から、利用者の困り事に寄り添い、必要に応じて情報提供やアドバイス、専門機関へのつなぎを行った。よりたくさんの方にサロンを利用いただけるように、定期的に読み聞かせ会の実施や開設時間を17時30分までにするなどの工夫を行い、利用者の増加につなげることができた。しかしながら、利用者の増加に伴って、一度に利用者が重なることが増えてきていることから、安全面に考慮しながらより安心して利用していただけるよう工夫していく必要がある。 【特定型】 相談コーナーにおいて各保育施設の案内ファイルの配架や子ども連れの相談者のためにキッズスペースを開放しているほか、毎月の各保育施設の空き情報を市ホームページに掲載するなど、保育施設の利用希望者に対して相談しやすい環境づくりや情報提供を継続して行った。 また、利用に至らなかった方に対しては、保育士資格を有する専任の相談員を中心にアフターフォローコールを実施(その後の状況把握や保育施設・保育サービスに係る情報提供)したことで、入所につなげるなど、待機児童数の増加抑制に一定の効果(85人の未入所児童数の減)があった。加えて、令和5年4月に向けた入所利用調整業務において、AIを活用したことにより業務に係る時間の短縮が図れたため、短縮できた時間を活用して追加調整を行ったことで、57人の更なる入所につながった。このほか、主に3歳児以上を対象に、幼稚園の預かり保育の空き情報などを提供している。 しかしながら、申請者数の増加等に伴って保育施設の受け入れ可能人数が限られているため、今後も引き続き、利用希望者に対して、個別ニーズをより的確に把握したうえで、保育施設の利用等につなげていく必要がある。 【母子保健型】 母子健康手帳の交付時面接を通して、相談窓口の周知や、支援の必要な妊婦を早期に把握している。また、産後も各事業を通して産婦や乳幼児の実情の把握に努めている。継続した支援が必要な妊産婦や乳幼児に関しては支援計画を立案し、情報提供や助言指導、関係機関との連絡調整などの継続した支援を行っている。					
今後の 取組方針	【基本型】 こどもなんでも相談で相談を受ける職員は県の行う子育て支援員研修を受講するなど、利用者支援に係る相談対応の質を高めていき、利用者の個別の状況を把握し、情報提供を含め適切な支援を行うことに努め、より多くの子育て世帯の悩みや不安を解消することにつなげていく。 また、いくしあでは引き続き、サロンの利用促進に向けて周知を行うほか、読み聞かせ会を開催するなど、保護者にとって敷居の低い身近な施設となるように取り組んでいく。加えて、保護者の悩みを少しでも軽減できるようにしていくため、保護者の困り事に寄り添いながら、必要な情報の提供を行っていくとともに関係機関との連携も深めていく。 【特定型】 今後も保育ニーズが増加することが見込まれるため、入所に係る相談に十分に対応していけるよう、引き続き、保護者への助言や情報提供を行っていく。また、AI活用により、業務スピードの短縮化を図るとともに、アフターフォローコールを休日夜間も実施することで、施設と入所希望者のマッチング精度を高め、より多くの児童の入所につなげていく。 【母子保健型】 引き続き、利用者支援事業(母子保健型)相談窓口を周知し、妊産婦及び乳幼児等、支援の必要な対象の把握に努め、必要な支援につないでいく。今後も地域の団体との情報共有や課題等の共有を行い、地域全体で子育てを支えていけるような仕組みづくりにつないでいく。					

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	196	196	196	196	196
②確保方策(延べ日数)	196	196	196	196	196
差(②－①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用日数(延べ日数)	100	158	203	—	—
差(③－②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 96	▲ 38	7	—	—
取組の 成果と課題	令和4年度の年間延べ利用日数は203日、年間延べ利用人数は54人であった。 ショートステイ利用をしたことで、保護者の育児不安・疲れを軽減することや、保護者の入院等で児童の預かり先に困っていた家庭の安心感につながるなど適切な支援を行った。(令和4年度の利用理由の内訳は、育児疲れ38件、疾病3件、出産2件、その他11件であった。) なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染予防のため、受入を縮小している施設もあり、利用指定施設(全15施設)のうち実際に利用できたのは7施設であった。 令和4年度に新たに利用指定施設に指定登録した双葉学園及び石南花の家については比較的柔軟な受入可能であったことから、両施設で78日間の利用があった。そのため、令和3年度よりも利用実績が増え目標値の日数を達成することができた。				
今後の 取組方針	ショートステイが円滑に利用できるように、施設との協力関係を強化し、利用率向上に努めるとともに、当事者の希望に沿った利用ができるよう利用指定施設の拡充を図る。また、里親ショートステイについても検討する。 引き続き、当該事業を必要とする世帯の利用を進められるよう施設との調整を行う。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(5) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場、子育て支援ゾーンPAL)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ人数)		90,585	90,595	90,198	89,802	89,398
②確保方策(箇所数)		11	11	11	11	11
③利用者数(延べ人数)		48,535	59,495	75,048	—	—
④設置数(箇所数)		10	11	11	—	—
差(④－②)(箇所数) 確保の状況		▲ 1	0	0	—	—
取組の 成果と課題	子育て中の親子が気軽に情報交換や交流を行うことができる場を提供するため、すこやかプラザの子育て支援ゾーンPAL及び10か所のつどいの広場を設置しており、在宅で子育てをしている保護者を中心に不安・負担感の軽減に努めた。利用人数は令和2年度より年々増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準に戻りつつある。今後についても、利用者数の増加を図るための方策を検討する必要がある。					
今後の 取組方針	施設ごとの利用者属性を把握するため、利用者に対して各施設共通のアンケートを実施する等の方法を検討し、各施設に応じた事業やサービス等を提供することにつなげていく。また、県の実施する子育て支援員研修の受講等を通し、対応を行うスタッフの資質の維持・向上を図り、個別の状況に応じた情報提供、相談援助、関係機関への適切なつなぎ等を利用者に対して円滑に行えるよう機能を強化していく。					

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
②確保方策(延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	61,915	79,371	86,867	—	—
④確保日数(延べ日数)	61,915	79,371	86,867	—	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	—	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況	1,735	19,716	27,762	—	—
取組の 成果と課題	幼稚園型一時預かり事業の延べ日数については、公立幼稚園(9園)13,096日、私立幼稚園(本市所在施設12園、他市所在施設1園)73,771日、計86,867日となり、量の見込みを27,762日上回った。 増加理由としては、幼稚園型一時預かり事業の年間実施日数の増加や受け入れの緩和、幼稚園型一時預かり事業を開始した市内施設が1園増加したことなどが考えられる。 また、当該事業の需要が高まり、各年度ごとの延べ利用日数も増となっており、事業実施により保護者の心理的・身体的負担を軽減することができた。				
今後の 取組方針	公立幼稚園については、園児の心身の健全な発達や保護者の子育て支援を図るため、実施体制を確保したうえで事業を継続していくとともに、働きながら子育てする保護者のニーズに合った事業となるよう、預かり保育時間の延長等についても近年増加している保育需要の推移を的確に把握等する中で検討していく。また、私立幼稚園については、預かり保育の一層の充実を図ってもらうよう働きかけ、一時預かりを希望する保護者の子育てニーズに対する支援を行う。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-2) 一時預かり事業 (幼稚園型除く)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)		20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
②確保方策(延べ日数)		20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
	幼稚園型除く	19,320	19,238	19,108	19,026	18,984
	ファミリーサポートセンター	773	769	764	761	759
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況		0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)		11,744	10,664	12,945	—	—
④確保日数(延べ日数)		11,744	10,664	12,945	—	—
	幼稚園型除く	11,449	10,220	12,290	—	—
	ファミリーサポートセンター	295	444	655	—	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況		0	0	0	—	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況		▲ 8,349	▲ 9,343	▲ 6,927	—	—
取組の 成果と課題		保育所等の一時預かり事業は新型コロナウイルス感染症拡大による影響などがあったが、令和3年度に比べると利用数は増加した。 また、すこやかプラザ及びつどいの広場2か所において、在宅で子育てをしている保護者を中心に、リフレッシュ等を目的とした一時預かり事業を実施し、育児の負担軽減につなげた。利用日数は令和2年度より年々増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準に達した。 【令和4年度実績】 保育所等 : 10,954日 (令和3年度 : 9,129日) つどいの広場等 : 1,336日 (令和3年度 : 1,091日) ファミサポ : 655日 (令和3年度 : 444日)				
今後の 取組方針		一時預かり事業は育児世帯にとって緊急時に不可欠なものであるため、今後も引き続き、市報、子育て情報誌及び、ホームページ等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(7) 病児・病後児保育事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)		2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
②確保方策(延べ日数)		2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
差(②－①)(延べ日数) 計画の需給の状況		0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)		968	1,598	1,469	—	—
④確保日数(延べ日数)		968	1,598	1,469	—	—
差(④－③)(延べ日数) 実績の需給の状況		0	0	0	—	—
差(④－②)(延べ日数) 確保の状況		▲ 1,513	▲ 855	▲ 963	—	—
取組の 成果と課題		子どもが病気等により家庭や集団での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児保育室で保育・看護することにより、保護者の子育てと就労を両立できるよう支援を行っているところである。 令和元年度から令和2年度にかけて病児保育室の利用者数が減少したが、その要因は新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で病児保育室の利用を控える保護者が多かったことや働き方として在宅勤務が広まり自宅で子どもを看病する保護者が増えたことによる影響である。なお、令和3年度には感染症対策が進み、併せてウィズコロナの新しい生活様式が定着し始めたこともあって、令和3年度以降は病児保育室の利用者数も増加傾向に転じており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準まで利用者数は回復するものと考えている。 なお、令和4年度は微減となっているが、何らかの要因等があるものではなく、利用実績が減ったものである。 また、計画では4カ所の病児保育室で利用者の受け入れを確保するとしているが、令和3年9月から小中島診療所の休止が継続しており、現在は3カ所の病児保育室で事業を実施していることから、新たな病児保育室を確保する等の対策が必要である。 【実施施設】 小中島診療所キッズケアハウス(4床)(令和3年9月から休止中) 高原クリニック病児保育室(4床) 堀内小児科むこのそ病児保育室(6床) 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室(5床)				
今後の 取組方針		当面の間は、3カ所の病児保育室で事業を継続するものとするが、市民から新たな病児保育室の確保を求める意見が寄せられている一方で、事業の終了を考えている病児保育室もあることから、病児・病後児保育事業の需要などを分析した上で、市民の利便性向上につながる対応を検討していく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
②確保方策(延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
差(②－①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	1,071	1,106	1,343	—	—
④確保日数(延べ日数)	1,071	1,106	1,343	—	—
差(④－③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	—	—
差(④－②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 529	▲ 465	▲ 212	—	—
取組の 成果と課題	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みであり、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進している。令和4年度の利用件数は増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準には戻っていない。				
今後の 取組方針	今後において、市ホームページや子育て関係冊子等で本庁舎のセンター窓口の利便性をPRするとともに、保育所や児童ホームの入所手続所管課等との連携をすることにより、利用件数の更なる増加を図る。 また、登録申請時に緊急度の確認を行い、緊急度の高い方については、コーディネートまでの日程を短縮するよう取り組んでいく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		3,560	3,544	3,529	3,513	3,497
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員（保育士：臨時的任用職員）による訪問				
③量の見込みの実績 (対象児童数(人))		3,117	3,445	3,098	—	—
④確保方策の 実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員（保育士：臨時的任用職員）による訪問				
取組の 成果と課題		訪問実施率について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問実施率は85.9%と低下したが、感染症対策の実施や新型コロナウイルス感染症予防接種の普及等に伴い令和3年度は91.3%、令和4年度は93.2%と年々上昇している。訪問を希望しない場合は電話での相談（113件3.4%）を行い、訪問と電話を合わせた相談実施率は96.6%であった。継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー（111件3.3%）を行った。生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見の役割も担っている。 訪問員の連絡会を年2回実施しており、困り事や事務連絡について情報共有している。				
今後の 取組方針		訪問した対象者からは顔を合わせることで相談しやすく、「訪問を心待ちにしていた」「話を聞いてもらって安心した」との声もあった。子育て応援給付金を申請するためには面談が必須となるため、今後はさらに訪問実施率の上昇が期待される。今後も地区担当保健師と連携することで、切れ目のない支援を実施していく。 家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの家庭に訪問できるような人材を確保していく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(10) 養育支援訪問事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		878	897	905	909	911
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問				
③量の見込みの実績 (相談者数(人))		913	515	518	—	—
④確保方策の 実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問				
取組の 成果と課題		妊娠中及び出産後の早期から専門員を継続して派遣することで、子どもの発達に応じた小さな変化や、養育者の不安に対してタイムリーな助言・指導を行っている。終了時のアンケート結果では、全体の97.4%の人が事業を利用して「良かった」と回答しており、「不安な気持ちが軽くなりました」「アドバイスを的確にもらえてよかった」等、前向きな意見が多かった。育児不安の軽減や母子関係の定着につながり、児童虐待リスクの軽減につながっていると考えられる。 令和3年度の新規件数は令和2年度より半減したが、令和4年度は微増となっている。新型コロナウイルス感染症が落ち着き、対象者の訪問への抵抗感が下がったのが理由だと考えられる。				
今後の 取組方針		家庭訪問では多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き、必要な人材を確保し、専門員への研修等を通じて、より専門的な支援を行う基盤を整備し、対象者と地域社会とのつながりを支援していく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(11) 妊婦健康診査事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人(回数))		6,136 (46,944)	6,108 (46,733)	6,082 (46,535)	6,055 (46,324)	6,027 (46,113)
②確保方策	実施場所	委託医療機関(委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	・前期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等 ・後期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等 ・基本健診: 診察・検尿等				
	実施時期	通年実施				
③量の見込みの実績 (人(回数))		5,812 (47,420)	5,662 (44,431)	5,311 (42,960)	—	—
④確保方策の実績	実施場所	委託医療機関(委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	・前期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等 ・後期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等 ・基本健診: 診察・検尿等				
	実施時期	通年実施				
取組の 成果と課題		妊娠11週以内の妊娠届出率は97%を維持しており、妊婦健診受診券を妊娠届出時と同時に交付していることから、妊婦の早期からの健康管理につながっている。 医療機関からの結果報告を受け、ハイリスク妊婦の把握、支援へとつながっている。 令和4年度に追加した多胎交付の助成のうち、利用実績は31人(延べ100回 550,000 円)であった。				
今後の 取組方針		保健衛生システムで健診結果を管理し、支援の必要な妊婦を早期発見することで、引き続き、母子健康包括支援センターが中心となって支援に努める。 令和5年度からは、新たに産後2週間・1か月の産婦に対する産婦健康診査の費用(合計2回分、各5,000円)を助成することで、医療機関との連携強化を図りつつ、心身不調を抱える産婦を早期に発見し、早期支援につなげる。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業													
取組の 成果と課題	(1号認定子ども) 保護者が幼稚園等に支払う教材費・行事費等及び給食費（副食材料費）の実費徴収額に対して、生活保護世帯に属する児童にあっては教材費・行事費等の一部を、低所得世帯等に属する児童にあっては給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、保護者の金銭的負担の軽減を図った。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度より新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も補助対象としている。 (2・3号認定子ども) 家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、保育の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う実費徴収額に対して、上限の範囲内で補助を実施した。 【令和4年度実績】 <table><tr><td>1号認定</td><td>教材費・行事費等の支給児童数</td><td>延べ</td><td>331人（月額上限@2,500円/人）</td></tr><tr><td></td><td>給食費（副食材料費）の支給児童数</td><td>延べ</td><td>4,468人（月額上限@4,500円/人）</td></tr><tr><td>2・3号認定</td><td>教材費・行事費等の支給児童数</td><td>延べ</td><td>1,062人（月額上限@2,500円/人）</td></tr></table>	1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	331人（月額上限@2,500円/人）		給食費（副食材料費）の支給児童数	延べ	4,468人（月額上限@4,500円/人）	2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	1,062人（月額上限@2,500円/人）
	1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	331人（月額上限@2,500円/人）									
	給食費（副食材料費）の支給児童数	延べ	4,468人（月額上限@4,500円/人）										
2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	1,062人（月額上限@2,500円/人）										
今後の 取組方針	引き続き、生活保護世帯、低所得世帯等に属する保護者が施設等に支払う実費徴収額の一部を補助することで、円滑な施設等の利用を支援する。												

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）	
取組の 成果と課題	健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助した。（月額@65,300円/人） 【令和4年度実績】 1号認定 12人 延べ 137か月 8,946,100円 3号認定 実績なし
今後の 取組方針	今後も引き続き、私立認定こども園に対する特別支援教育保育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。

令和 5 年 11 月 1 日設置・事業開始予定の施設等について

1 設置予定施設

(1)にここ保育園 武庫之荘

(ア) 申請者：社会福祉法人にここ福祉会
理事長 梶尾 裕子

(イ) 現在の施設種別：新設

(ウ) 所在地：尼崎市南武庫之荘5丁目23番10号(武庫地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：90人(90人)

定員	2号認定	3号認定
0歳児		9 (9)
1歳児		15 (15)
2歳児		15 (15)
3歳児	17 (17)	
4歳児	17 (17)	
5歳児	17 (17)	
合計	51 (51)	39 (39)

以 上

3 保育施設等マップ

